

令和 2 年度 短期 保護 事業

文京藤の木 荘 事業 計画

1 目 的

心身障害者（児）の介護に当たっている家族が、冠婚葬祭等の理由で一
時介護を行うことが困難なとき、家族に代わって文京藤の木荘にて心身障
害者（児）を保護し、その家族の生活の安定を図る。

2 保護の基準となる理由と利用限度時間

- (1) 介護者又は家族(以下「介護者等」という)が、疾病又は事故による入
院又は通院のため介護できないとき。 300時間
- (2) 介護者等が出産のため介護できないとき。 348時間
- (3) 介護者等が冠婚葬祭、休養、学校行事への参加等のため介護できない
とき。 200時間
- (4) その他区長が特に必要があると認めたとき。

3 定員

5名

4 対象者

文京区内に住所を有し、常時介護を必要とする在宅の心身障害者（児）
であって、以下に該当する方。

- (1) 身体障害者程度区分1から3級の者
- (2) 愛の手帳所持者
- (3) 脳性まひ者
- (4) 進行性筋萎縮症に罹患している者
- (5) 区内の通所障害者施設の利用者
- (6) その他区長が特に必要があると認めた者

5 利用料と実費負担

短期保護に要する費用は、4時間以内を400円とし、4時間を越えた
場合は1時間100円が加算される。

また、食事を摂った場合は、朝食350円、昼食・夕食を各570円、
宿泊をした場合はリネン代として400円を実費負担する。